

地区防災計画修正の手引き



潤水都市 さがみはら

相模原市



はじめに

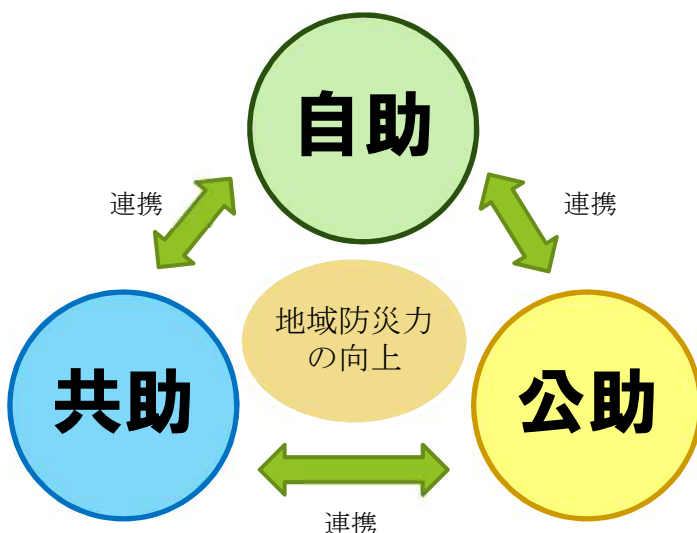
平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「地区防災計画」の制度が創設されたことを受け、本市では地域の皆さんと一緒にまちづくり区域ごとに地区防災計画の策定に取り組み、平成28年2月に相模原市地域防災計画の地区防災計画編として22の地区防災計画を位置付けました。

地区防災計画は、平常時や災害時に行う「自助」・「共助」の活動を整理し、地域防災力の向上を推進していく上で非常に重要な計画です。

計画を活用して、いざというときに地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるようにするためには、定期的な計画の確認・見直しが必要となってきます。

この手引きは、地域の皆さんが、それぞれの地域の実情に応じて、地区防災計画の修正の取組を進めていくにあたり、その取組を支援できるよう、修正の進め方や平成28年度以降の防災に係る国の動き、本市の地域防災計画の修正経過などをまとめたものです。

地域防災に取り組む自主防災組織の方々など、多くの方にご覧いただき、地区防災計画を更に充実・強化するためにご活用いただければ幸いです。



目次

はじめに

1	地区防災計画とは	
1.1	地区防災計画とは	1
1.2	本市の地区防災計画の位置付け.....	1
2	修正の手続き	
2.1	計画提案と修正提案	2
2.2	修正の手続き	2
2.3	修正提案に必要な書類	3
2.4	修正提案の提出方法	4
2.5	事前協議について	4
2.6	結果の通知	5
3	修正の進め方	
3.1	地区防災計画修正の全体的な流れ.....	6
3.2	「ステップ1」検討体制の確立・検討メンバーの選出.....	7
3.3	「ステップ2」修正検討課題の抽出・スケジュールの作成.....	8
3.4	「ステップ3」課題に対する対策の検討・修正素案の作成.....	9
3.5	「ステップ4」まちづくり会議で意見を聞き、修正提案を提出	10
3.6	「ステップ5」提出された修正素案の確認・審査結果の通知	10
3.7	「ステップ6」修正した地区防災計画の周知・実践.....	10
4	継続的な取組とするために	
4.1	PDCAサイクルで実践・検証	11
4.2	地域の防災意識の醸成・防災の担い手の育成.....	11

おわりに

国や本市の防災関連情報をまとめ、修正の考え方などを記載した「資料編」を別冊で作成していますので、本手引きと併せてご活用ください。

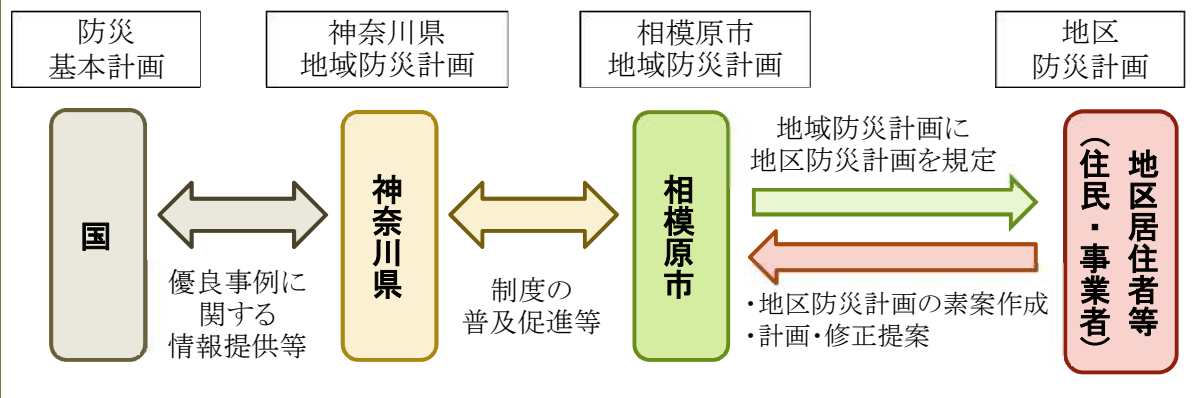
1 地区防災計画とは

1.1 地区防災計画とは

地区防災計画は、自分たちのまちに災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を**地域の皆さん**でつくる計画です。

地域の特性に応じた計画を作り、共有し、実践的な訓練等を実施することで、自助・共助の意識を高め、災害による被害の軽減や迅速な対応につながるとともに、地域コミュニティの維持・活性化につながることが期待されます。

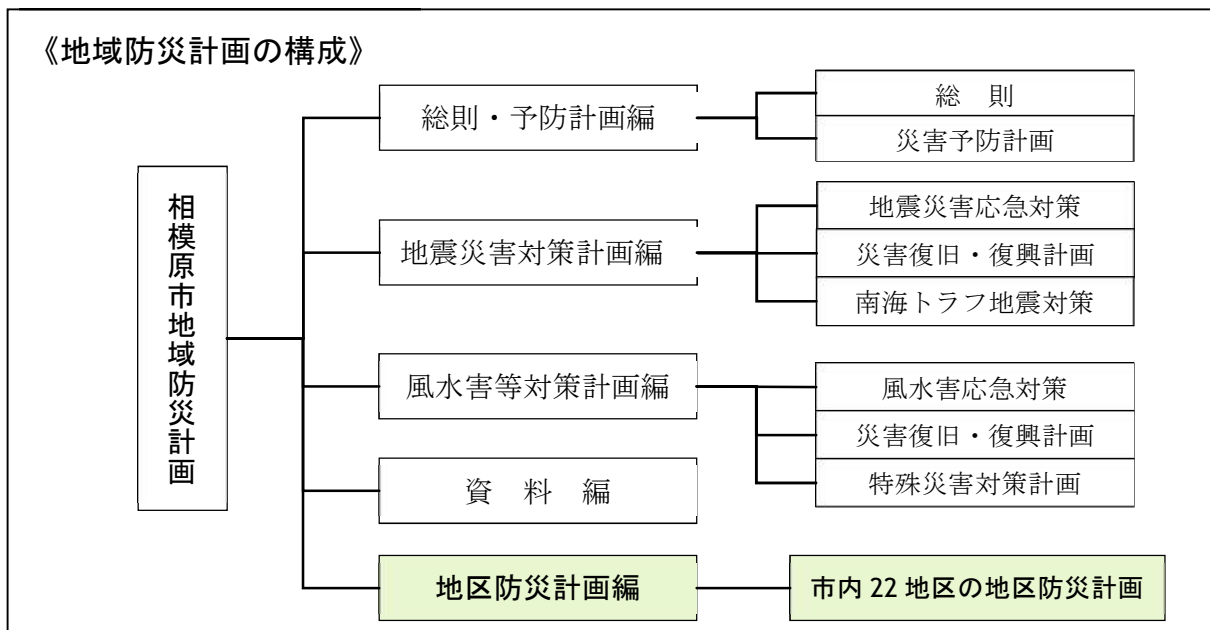
《地区防災計画制度のイメージ》



1.2 本市の地区防災計画の位置付け

相模原市では、市内22のまちづくり区域単位で作成された地区防災計画について、相模原市地域防災計画（以下「地域防災計画」といいます。）を構成する「地区防災計画編」に位置付けています。

《地域防災計画の構成》



2 修正の手続き

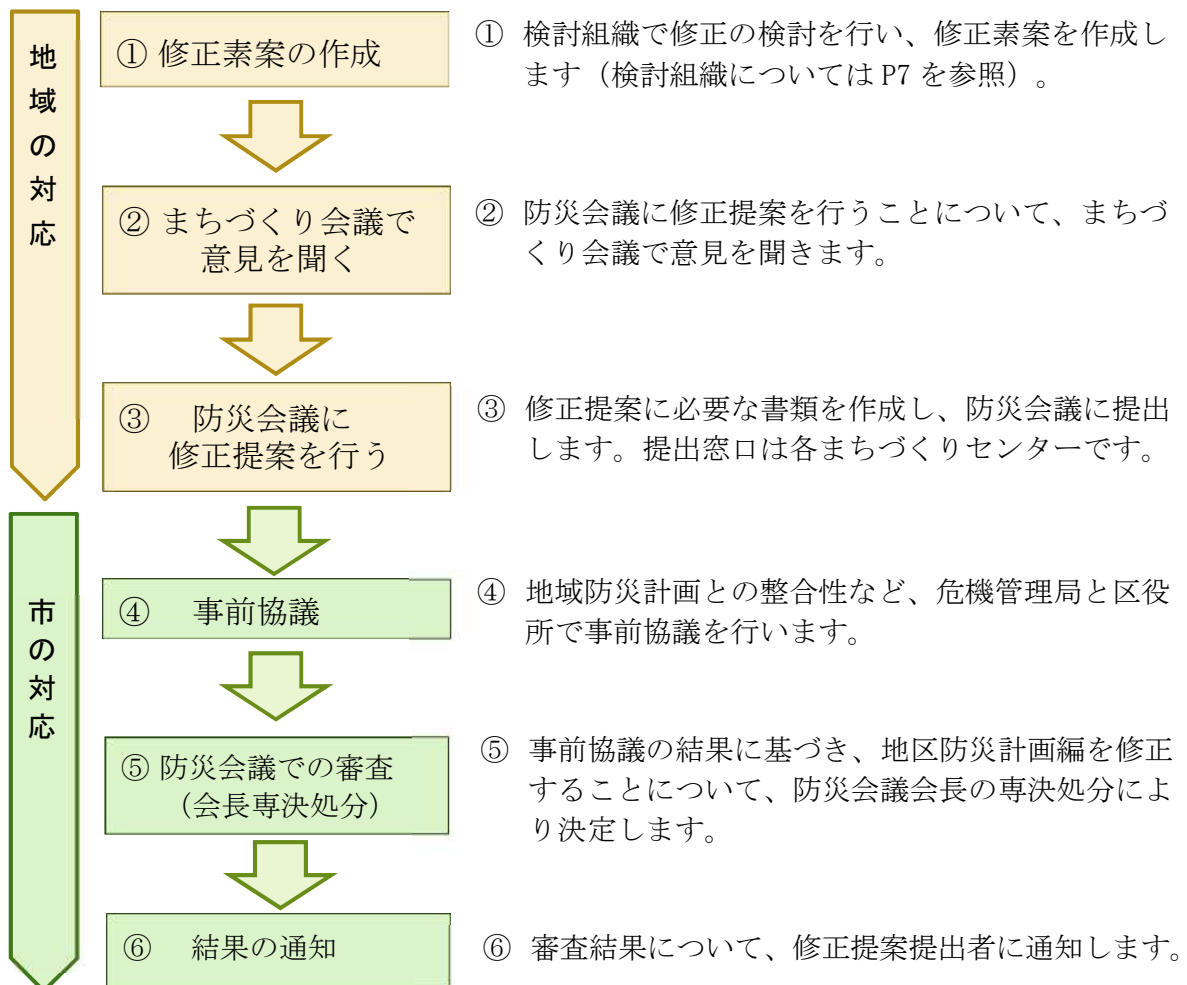
2.1 計画提案と修正提案

地域の皆さんが作成した地区防災計画を、地域防災計画に位置付けるために相模原市防災会議（以下「防災会議」といいます。）へ提案することを「計画提案」、地域防災計画に位置付けた地区防災計画を見直し、修正するために防災会議へ提案することを「修正提案」といいます。

このうち、修正提案については、地域の皆さんが検討を重ねて見直した内容を、速やかに地域防災計画に反映させ、地域防災力の向上につなげることができるよう、防災会議を開催せずに防災会議会長（相模原市長）の専決処分により、決定できることとしています。

2.2 修正の手続き

地区防災計画を修正するための手続きの流れは次のとおりです。



2.3 修正提案に必要な書類

修正提案を防災会議に行う際には、次の書類が必要となります。

- | |
|---|
| (1) 地区防災計画提案書（第1号様式）（資料編 資料1 参照） |
| (2) 地区防災計画の修正素案 |
| (3) その他防災会議が必要と認める書類 |

(1) 地区防災計画提案書（第1号様式）

計画提案の際に提出した書類と同じ様式を使用します。なお、修正提案を行うことができるのは「計画策定主体」又は「計画運営主体」となっていることから、提案者氏名には、いずれかの代表者氏名を記入します（押印不要）。

(2) 地区防災計画の修正素案

修正内容が反映された地区防災計画のことです。なお、地域防災計画には、各地区の地区防災計画の本編のみを位置付けていることから、地区防災計画の資料編は必ずしも添付する必要はありません。

(3) その他防災会議が必要と認める書類

次の書類が該当します。なお、添付することが望ましい書類については、添付していただくと、市が行う事前審査の際に提案者に問い合わせるなどのやりとりを省略でき、円滑な審査につながるため、可能な限り提出をお願いします。

必ず添付する書類	○新旧対照表（該当箇所のみ）（資料編 資料1 参照）
添付することが望ましい書類	○地区防災計画の修正の概要 ○修正提案を行うことについて意見を聞いたときのまちづくり会議の会議録 ○検討組織での検討の経過

ー口メモ

計画策定主体と計画運用主体

計画策定主体は、計画を策定したとき（平成27年度）の検討組織を指します。また、計画運用主体は、地区防災計画に基づき、実際に訓練などの防災活動を行う自主防災組織や、計画を策定したときの検討組織と異なる組織で、地区防災計画の修正を検討した組織を指します。

【提案者となる主体の例】

地区防災計画検討協議会、まちづくり会議、地区連合自主防災組織、
地区自主防災協議会 など

2.4 修正提案の提出方法

修正提案は、地区を所管するまちづくりセンターに提出します。

原則、修正提案に必要な書類一式を印刷の上、**3部用意**し、提出していただきますが、まちづくりセンターとあらかじめ相談・調整していただくことにより、電子文書（CDなどの記憶媒体又はメール）での提出も可とします。

なお、提出された書類、記憶媒体は返却しませんので、ご注意ください。

2.5 事前協議について

事前協議は、危機管理局と区役所との間で行います。事前協議では、次の7つの視点から内容を確認し、その結果を踏まえ、地域防災計画の地区防災計画編を修正することについて、防災会議会長の専決処分により決定します。

《事前協議の7つの視点》

視点①

計画の修正や修正の方向性などについて、まちづくり会議で意見を聞き、地区居住者等(※)の間で合意や理解が得られているかどうか

(※) 地区居住者等：市内の一定の地区の居住者や事業者のこと

視点②

多くの地区居住者等により、地区防災計画の修正について検討されているかどうか。

視点③

地区防災計画上の対象地区の範囲が明確になっているかどうか。

視点④

活動の目的や目標が決まっていて、組織体制や役割が定められているかどうか。

視点⑤

各種ハザードマップ等を参考に、地区の特性を把握し、その特性を踏まえた平常時及び災害時の防災活動について定められ、又は検討されているかどうか。

視点⑥

地区自治会連合会、単位自治会、自主防災組織などとの連携について定められているかどうか。

視点⑦

地域防災計画と整合性が図られているかどうか。



一番重要!

2.6 結果の通知

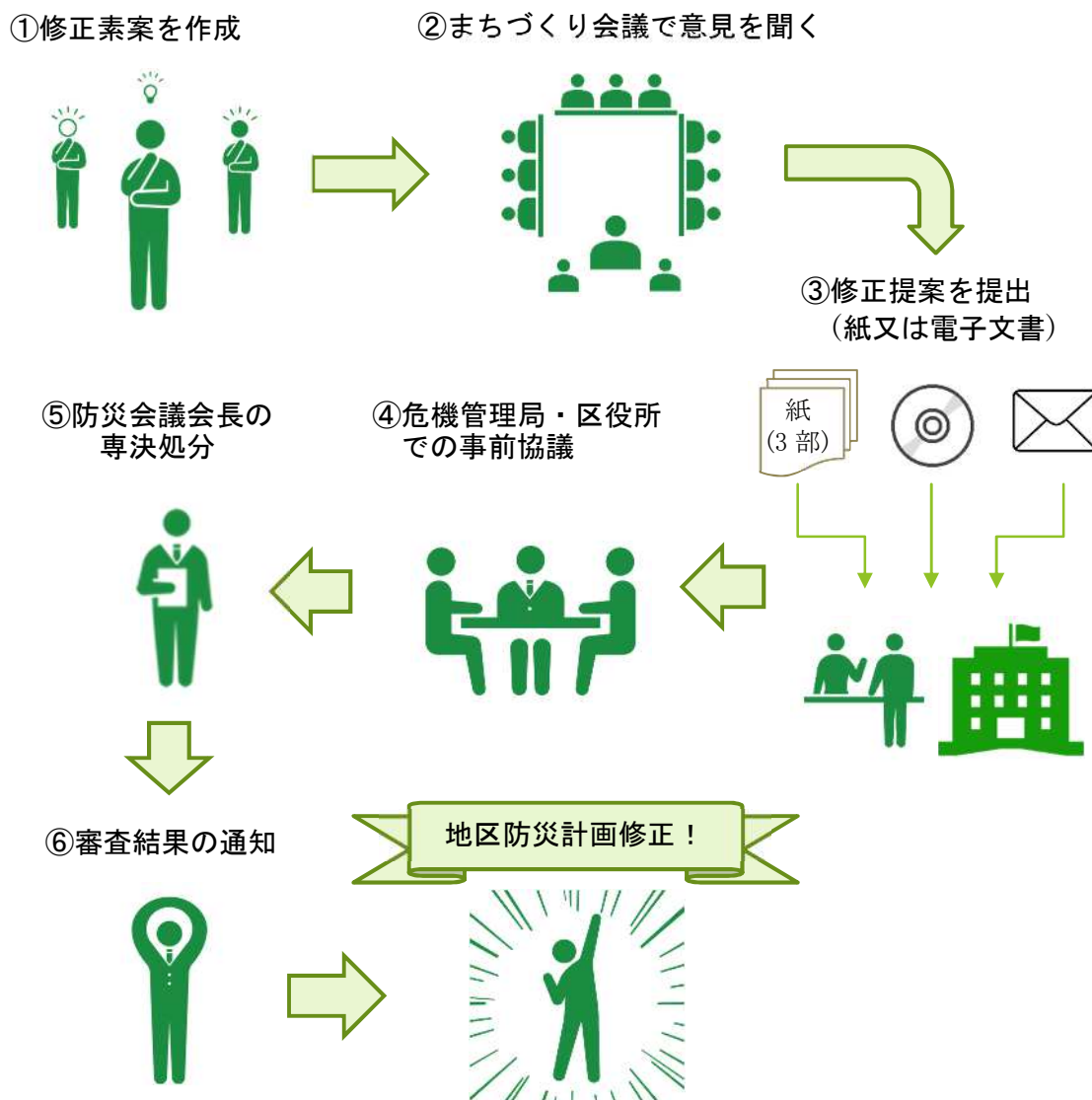
修正提案に係る審査結果は、「審査結果通知書」により、提案者へお伝えします。審査の結果、地域防災計画の地区防災計画編を修正する場合、市では、速やかに市ホームページへの掲載や図書館・行政資料コーナーに配架している地域防災計画の差し替えを行います。

なお、修正した地区防災計画は、市で次のとおり印刷し配付しますが、増刷する場合には、各地区で対応いただくこととなります。増刷の際には、「自主防災組織活動事業費補助金」などの補助制度をご活用ください。

《市で印刷し配付する対象》

- ・地区自治会連合会 各5部（連合会長、副会長、防災専門員等）
- ・単位自治会 各2部（自治会長・防災部長用）
- ・まちづくり会議 構成員分の部数

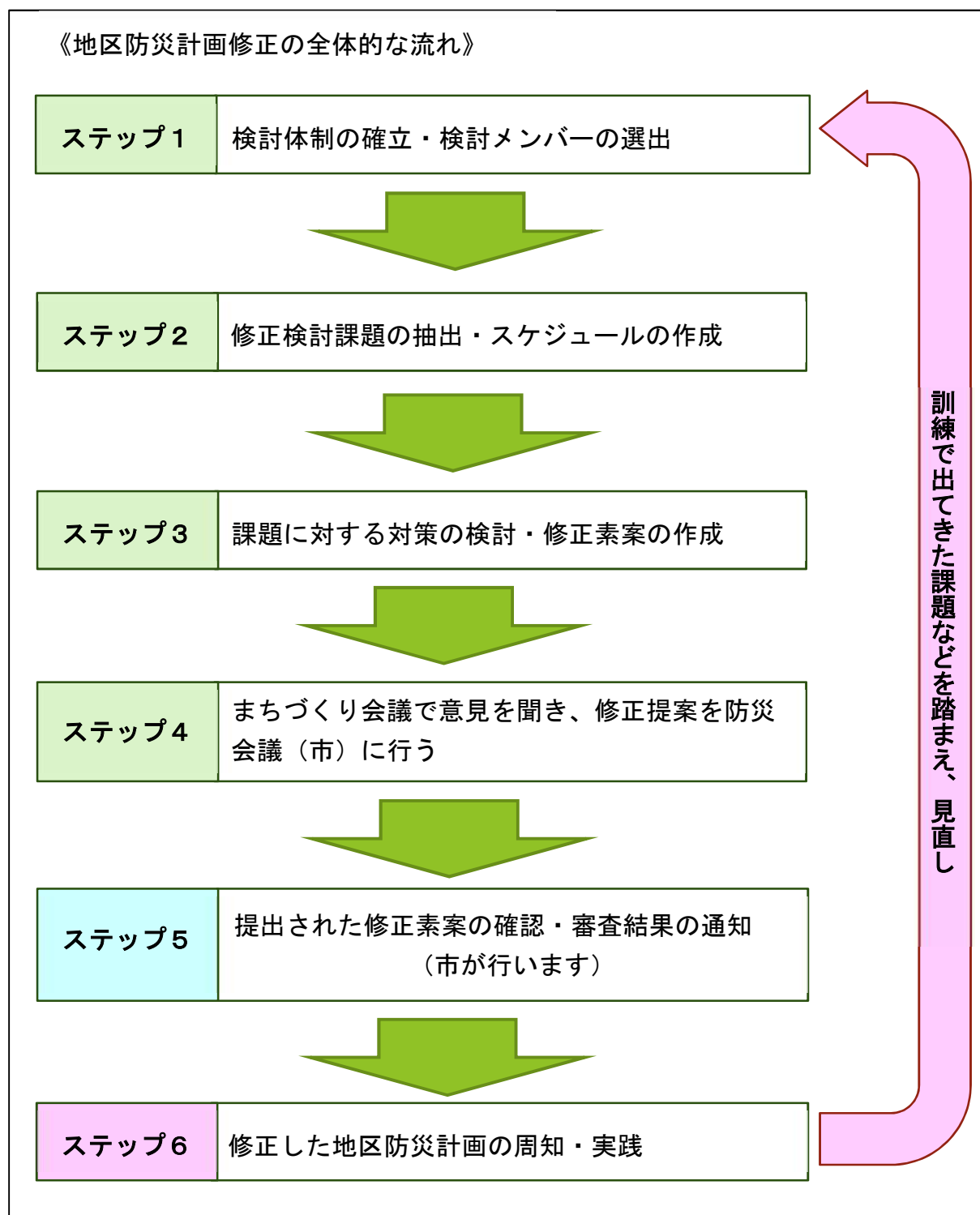
《地区防災計画の修正手続きのイメージ》



3 修正の進め方

3.1 地区防災計画修正の全体的な流れ

「2 修正の手続き」で、修正素案を作成してから地区防災計画を修正するまでの流れを確認しましたが、「修正素案を作成する過程」や「修正後の地区防災計画の実践」を含めた全体的な流れは、次の6つのステップになります。



3.2 「ステップ1」 検討体制の確立・検討メンバーの選出

地区防災計画の修正には、計画を策定したときと同じように、様々な分野の地域の代表者などで検討いただくことが重要です。

それぞれの地区防災計画の中で、「地区防災計画の見直し方法」が記載されていますので、その内容を基に、修正のための検討を進めていく組織を立ち上げるなど、検討体制を確立し、メンバーを選出します。

検討体制の確立やメンバーの選出は、まちづくり会議など、自治会長の皆さんが集まる会議で検討することが望ましいです。なお、既に地域で実施する防災訓練や研修・講習などで明らかになった課題を検証し、地区防災計画の見直しにつなげていく体制が確立されている地区では、改めて検討体制を確立する必要はありませんが、まちづくり会議などで計画の見直しに向けて動き出すことを伝えましょう。

また、検討メンバーは、女性や若者、障害者など、多様な視点に配慮しながら検討できるよう、地域における様々な分野の方を選出しましょう。

《様々な分野の検討メンバー例》

- 地域防災力の中核として欠くことのできない**消防団**
- 地域の災害リスクや防災活動について助言できる**防災専門員**や**防災マイスター**
- 児童・生徒の安全確保や次世代の防災教育を担い、災害時には避難所となる**学校**
- 災害時要援護者について、必要な支援の内容を理解している**民生委員**、**地域の福祉ボランティア**、**社会福祉協議会**、**福祉事業者**、**医療機関**
- 災害時に支援活動を行う**NPO**や**ボランティア**
- 避難時の支援提供なども期待される**民間企業**



一口メモ 地区防災計画検討協議会

地区防災計画を作成したときには、各地区で地区防災計画を検討するための協議会を設置しました。

地区防災計画作成後、協議会が存続している地区もあれば、休止している地区もあります。

検討協議会は、設置のための会則を策定していますので、「地区防災計画作成組織に準じた組織」で見直すとしている地区は、会則を確認し、検討体制やメンバーを決め、必要に応じて会則を改正するとよいでしょう。




3.3 「ステップ2」 修正検討課題の抽出・スケジュールの作成

検討体制を確立し、メンバーを選出した後は、これまでの防災活動の中で課題となっている事項や、国の動き、地域防災計画の修正経過などから、地区防災計画修正の検討テーマを決め、修正までの全体スケジュールを作成します。

修正の検討テーマは、本手引きの資料編を参考としてください。なお、資料編は、内容が広範にわたっていますので、各地区で必要と考えられる内容を抽出するとよいでしょう。

また、スケジュールは、検討テーマから修正の優先順位や検討にどのくらい時間がかかるかなどを考え作成していくことが一般的ですが、検討テーマが多い場合など、修正までのスケジュールが長期にわたってしまうときには、一度に修正するのではなく、「できるところから修正」していくことも考えましょう。

《スケジュール例》

スケジュール	内容（例）
第1回 検討会	<ul style="list-style-type: none"> ◆現行の地区防災計画の確認（活用状況、課題など） ◆令和元年東日本台風における災害対応の振り返り ◆地区防災計画修正の方向性の検討（検討テーマの決定） ◆全体スケジュールの検討
第2回 検討会 (ワークショップ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ハザードマップやさがみはら防災マップを活用した地区の防災特性や災害リスクの再確認 <ul style="list-style-type: none"> ・相模川、境川、小松川、串川、鳩川、道志川、道保川などの河川が流れる地区 ・土砂災害（特別）警戒区域の追加指定があった地区 ◆災害図上訓練（DIG）や防災講習の実施 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>さがみはら防災マップ 各種ハザードマップ QRコード</p>  </div> </div>
第3回 検討会	<ul style="list-style-type: none"> ◆修正内容の検討① <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正など、検討に時間を要さない事項
第4～6回 検討会	<ul style="list-style-type: none"> ◆検討①を反映した修正素案の確認 ◆修正内容の検討② <ul style="list-style-type: none"> ・地区の特性に応じた修正など、検討に時間を要する事項 ◆防災講習の実施 ※修正の規模により、<u>検討会開催数を加減します</u>
第7回 検討会	<ul style="list-style-type: none"> ◆修正素案の最終確認（⇒ まちづくり会議へ意見を聞く）

3.4 「ステップ3」 課題に対する対策の検討・修正素案の作成

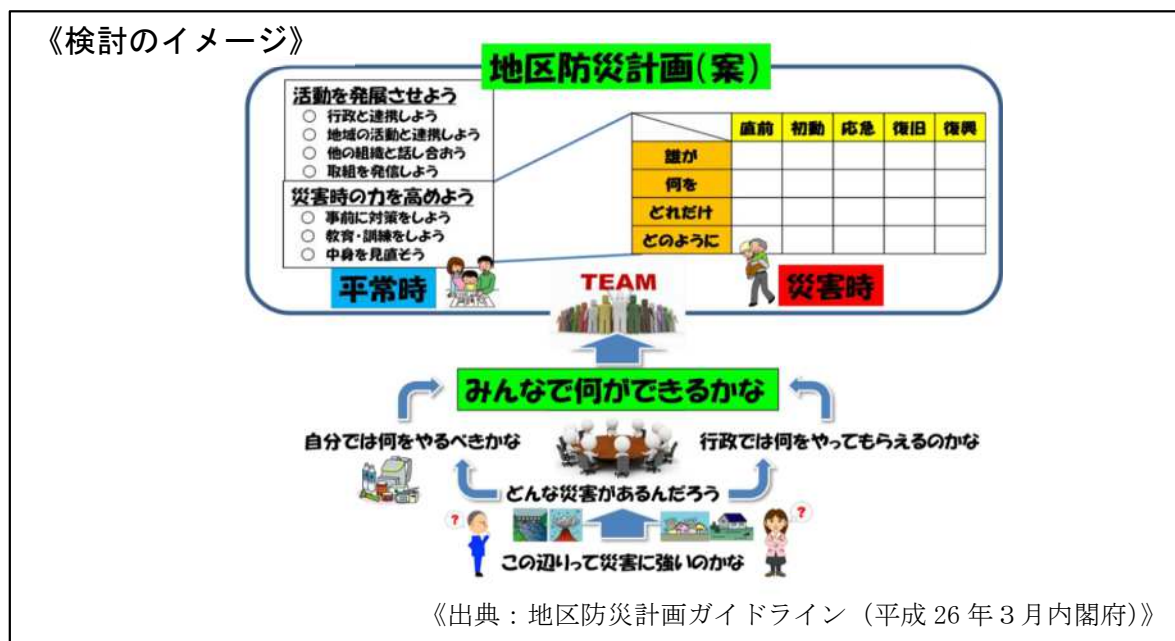
検討テーマ・全体スケジュールが決まりましたら、会議やワークショップなどを開催し、各テーマについて検討を進め、地区防災計画の修正素案を作成します。

検討の際には、計画策定時から地域特性（洪水・土砂災害の被害想定など）がどのように変わっているかを確認し、**平常時**と**災害時**の2つの視点から検討テーマや課題について、課題解決・修正の方向性を検討しましょう。

実効性のある地区防災計画としていくためにも、**災害時**に「誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」を「①発災直前（情報収集・避難行動をとる時期）、②災害発生時（初動期・応急対策期）、③災害復旧・復興期」のそれぞれの段階に分け、具体的に検討していきましょう。作成したスケジュールにこだわらず、しっかりと議論を重ねていくことが重要です。

また、検討を進めていく際に、検討テーマに関する防災知識を深めたい場合や、防災に詳しい人からのアドバイスを受けたい場合は、まちづくりセンターに相談してください。資料の提供や職員・防災マイスターの派遣など、相談の内容に応じて市が支援を行います。

それぞれのテーマで検討を終えたら、地区防災計画の修正素案を作成します。



一口メモ

対策の検討や修正素案の作成に悩んだときは

ほかの地区でも同じような課題に直面し、地区防災計画を修正している場合があります。そのようなときには、他地区の計画や、「地区防災計画ライブラリ」で全国各地の地区防災計画をのぞいてみると、なにかヒントがあるかもしれません。

市内の地区防災計画
QRコード



地区防災計画ライブラリ
QRコード



3.5 「ステップ4」まちづくり会議で意見を聞き、修正提案を行う

修正素案が完成した後は、まちづくり会議で修正素案の内容について意見を聞きます。その意見を踏まえ、修正提案に必要な書類を作成し、地区を所管するまちづくりセンターに提出します。

提出する書類や提出方法は、「2.3 修正提案に必要な書類」や「2.4 修正提案の提出方法」を確認してください。

3.6 「ステップ5」提出された修正素案の確認・審査結果の通知

提出された修正素案は、危機管理局と区役所で事前協議を行い、地域防災計画との整合性などを確認します。確認後、地域防災計画の「地区防災計画編」を修正することについて審査し、その結果が修正提案の提案者に通知されます。

市が行う事前協議や審査結果の通知は、「2.5 事前協議について」や「2.6 結果の通知」を確認してください。

3.7 「ステップ6」修正した地区防災計画の周知・実践

審査結果の通知を受け、修正した地区防災計画を様々な機会・媒体を通じて地域に周知するとともに、防災訓練や研修などの取組を進めていきます。

特に、災害時において実際に地区防災計画に基づいた行動をとることができるか、毎年訓練を重ねていくことが大切です。

自主防災組織の役員など、地域における「共助」の活動の主体は、多くの地区で毎年度入れ替わりますので、毎年訓練を行うことで、いざというときの活動能力を維持することができます。

また、訓練を行うことで新たな課題が見つかることから、その課題にどう対処していくのか、次の地区防災計画の修正につなげていくという体制を地域で作りに上げていきましょう。

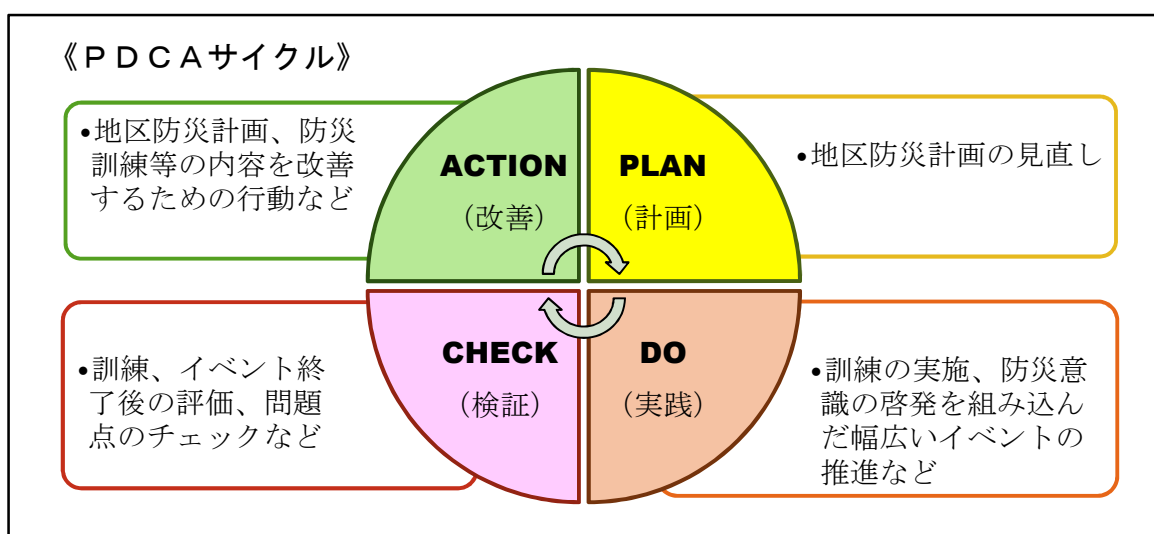


4 継続的な取組とするために

4.1 PDCAサイクルで実践・検証

地区防災計画は、策定や修正を行って終わりではありません。策定・修正後も継続的な取組として「PDCAサイクル」に従って、定期的に見直しを行うことが大切です。

訓練で明らかとなった課題や、地域防災計画の修正などの国・県・市の防災関連情報の更新、地区の自然環境の変化、人口・社会の変化、地区の様々な活動の担い手の変化などに合わせて、地区防災計画を見直していくようにしましょう。



4.2 地域の防災意識の醸成・防災の担い手の育成

防災訓練や様々な防災普及啓発活動を実施するとともに、小中学生を対象とした防災教育や、若年層が参加しやすい防災と無関係なイベントに防災プログラムを追加するなど、地域に住む一人ひとりの防災意識を高め、いざというときに対応できる防災の担い手を育成するための活動を推進していきましょう。

《防災意識を醸成する方法の例》

- 過去に災害が発生した現場を視察し、当時の被害状況や教訓を学ぶ
- 防災知識に関するチラシ・パンフレットの作成や配布
- 地区における過去の災害事例、災害体験をまとめた広報紙の作成や配布
- 地域のイベント等を通じて防災を意識づける機会を増やす
- 講演会や研修で防災に詳しい人（防災専門員、防災マイスター等）から説明を受ける
- 地域でマイ・タイムラインの普及啓発を進める

《防災普及啓発活動に活用できるツールの例》

名称	内容
クロスロード	災害時の切迫した状況下での判断・行動について、多様な考え方があること、そのような状況への備えに気づきあうための「二者択一式」ゲーム。
HUG (避難所運営ゲーム)	避難者の事情に応じて、避難所に見立てた平面図に適切に避難者を配置できるか、トラブルにどう対応するかなど、「避難所運営を疑似体験」するゲーム。
D I G (災害図上訓練)	地区に災害が発生したことを想定して、情報を踏まえ、災害の状況、予測される危険などを大きな地図に記入する訓練。
防災まちあるき	危険箇所や避難所、避難経路など、「防災の視点」をもって地域を歩き回ること。スタンプラリーや各地点でクイズを出すなど、小中学生が参加しやすいイベントとしても有効。
防災活動事例集	相模原市内で実施された地域の防災活動について、取組の概要、実施団体が工夫したポイント、準備する際に必要なことを事例集として取りまとめたもの。



《クロスロード》



《HUG》



《防災活動事例集》

一口メモ

さがみはら防災マイスター

「防災士」の資格取得者で本市の防災について学んだ方を「さがみはら防災マイスター」として認証し、防災知識の普及啓発を進めるための講師として派遣しています。自治会や自主防災組織のほか、市内在住か在勤・在学の原則10人以上の団体であれば派遣を依頼することができますので、積極的にご活用ください。

《講座内容》

防災講座、クロスロード、HUG（避難所運営ゲーム）、DIG（災害図上訓練）

《派遣申請に関するお問い合わせ先》

公益社団法人 相模原市防災協会 ☎042-753-9971

(平日 8:30~17:00)



さがみはら
防災マイスター
派遣依頼
QRコード



おわりに

東日本大震災や平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風など、これまでに全国で発生した大規模災害からもわかるとおり、大規模災害時においては、自治体や公的機関による「公助」に限界があります。

特に、時間の経過とともに状況が変化する「進行型災害」である風水害では、災害による「逃げ遅れゼロ」を目指すためにも「自らの命は自らが守る」意識を一人ひとりに持っていただくことが重要です。

また、高齢者や障害のある方など、自ら避難することが困難な方には、地域の皆さんの支援が必要となります。

地区防災計画の主体は、地域の皆さんです。

市では、地域の皆さんが地区防災計画の取組を推進するために、様々な支援を行いますので、「自助」・「共助」・「公助」が連携して「災害に強いまちづくり」を一緒に進めていきましょう。



【発行】 令和3年9月
相模原市 危機管理局 危機管理課

〒252-0239
神奈川県相模原市中央区中央2丁目2番15号
消防指令センター3階
TEL：042-769-8208 FAX：042-769-8326